

(証券コード 9078)
2024年8月23日

株 主 各 位

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
株式会社エスライングループ本社
取締役社長 山 口 嘉 彦

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり、承認可決され、2024年9月19日を効力発生日として、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）1,323,240株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり、承認可決され、株式併合に伴い、定款の一部を変更することといたしました。

以 上

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の廃止

当社は、本日開催の当社臨時株主総会において、2024年9月19日をもって当社株式1,323,240株を1株に併合すること（以下、「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、トモエ株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2024年9月18日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が実施した2024年5月16日から2024年6月26日までの30営業日を買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付け等の価格と同額である1,460円を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

端数株式相当分の処分代金は、2024年12月下旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

① 当社株式の最終売買日	2024年9月13日（金）	（予定）
② 当社株式の上場廃止日	2024年9月17日（火）	（予定）
③ 本株式併合の効力発生日	2024年9月19日（木）	（予定）
④ 端数株式相当分の処分代金の交付	2024年12月下旬	（予定）